

令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&Aの更新について（周知）

今般、濃厚接触者の受験に関連して、保健所業務の逼迫を理由に濃厚接触者の認定後、行政検査が実施できない場合のタクシー等の利用の取扱いについて、令和4年度大学入学者選抜実施要項に関するQ&Aが更新されましたので、関係各位におかれては、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和4年2月8日

各都道府県教育委員会学校教育主管課
各指定都市教育委員会学校教育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人の
附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校事務担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）
特別支援教育課
総合教育政策局生涯学習推進課

令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&A
の更新について（周知）

令和4年度以降の高等学校入学者選抜等（小学校や中学校等の入学者選抜を含む。以下同じ。）にかかる新型コロナウイルス感染症に対応した試験の実施については、「新型コロナウイルス感染症に対応した令和4年度高等学校入学者選抜等の実施について」（令和3年12月28日付け3文科初第1757号）等において、各実施者の判断により、「令和4年度大学入学者選抜実施要項」の別添「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に準じた形で、受検機会の確保の徹底や試験場の衛生管理体制等の構築等について、特段のご配慮をお願いしていたところです。

また、令和4年1月31日付で、オミクロン株感染拡大に対応した受検上の取扱いについて、「令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&A」が更新され、濃厚接触者の受験の取扱いとして、Q63及びQ64が追加されたと周知したところです。

今般、Q64に関連して、保健所業務の逼迫を理由に濃厚接触者の認定後、行政検査が実施できない場合のタクシー等の利用の取扱いについて、Q64-2が追加されましたので（従前のQ64はQ64-1に変更）、お知らせいたします。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省にあっては所管の高等課程を置く専修学校に対して、御周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

【参考】

○令和4年度大学入学者選抜実施要項

https://www.mext.go.jp/content/20210604-mxt_daigakuc02-000005144_1_1.pdf

○新型コロナウイルス感染症に対応した令和4年度高等学校入学者選抜等の実施について（通知）（令和3年12月28日付け3文科初第1757号）

https://www.mext.go.jp/content/20211228-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

○令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&Aの更新について（周知）（令和4年1月31日付け事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20220201-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf

【本件連絡先】

（本通知全般に関する問合せ）

初等中等教育局参事官（高等学校担当）付

TEL：03-5253-4111（内線：3482）

e-mail：koukou@mext.go.jp

（特別支援学校に関する問合せ）

初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL：03-5253-4111（内線：3193）

e-mail：tokubetu@mext.go.jp

（高等専修学校に関する問合せ）

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL：03-5253-4111（内線：2915）

e-mail：syosensy@mext.go.jp

令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&A（令和4年2月8日更新）（抄）

※下線部について更新

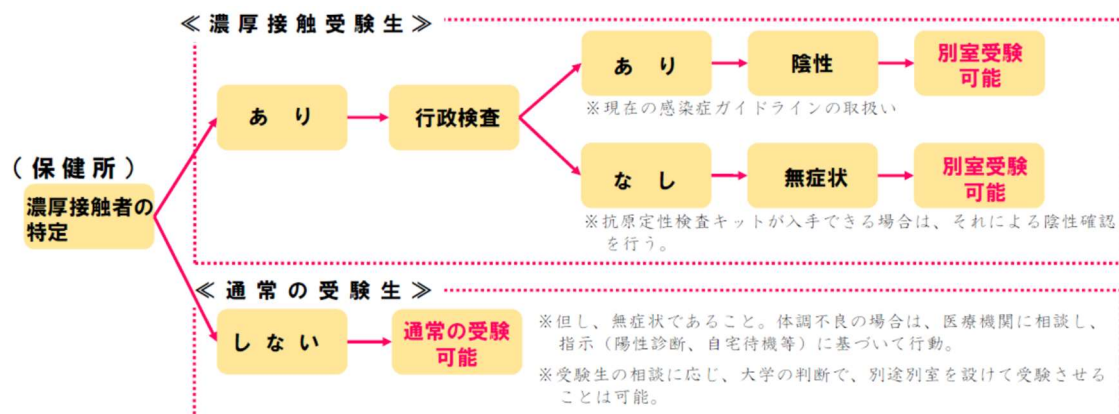
Q63 オミクロン株の感染拡大により、保健所が濃厚接触者の特定を行えない、もしくは特定をしないと言っているが、特定されていない場合は受験させてもいいのか。

A 特定を行わないこととした自治体の受験生は、濃厚接触者として特定されていない以上、通常通り受験することが可能です。ただし、受験当日も無症状であることは必須であり、発熱・咳等の症状があるなど体調不良の場合は、まずは、かかりつけ医等身近な医療機関に電話で相談し、その指示に基づいて行動するようにしてください。

Q64-1 新型コロナウイルスの感染が急拡大する中、保健所業務の逼迫を理由に濃厚接触者の認定後、行政検査が実施できない自治体の受験生は受験できないのか。

A 行政検査の結果が得られないため、可能であれば抗原定性検査キットにより陰性確認を行った上で、発熱・咳等の症状がなければ、別室での受験が可能です。なお、当該キットが入手できない場合は、発熱・咳等の症状がないことを十分に確認した上で、別室での受験が可能です。ただし、当該取扱いは、あくまで保健所業務の逼迫により、行政検査の実施ができない場合に限るため、今後取扱いが変更となる可能性があります。

(Q63, Q64-1に関する参考資料)



Q64-2 Q64-1 の場合において、行政検査が実施できない自治体の受験生は無症状であれば受験できるとしたことに関連し、タクシー、ハイヤー、海上タクシーの利用の際の行政検査の取扱いについてはどうなるのか。

A 行政検査の結果が得られないため、抗原定性検査キットにより陰性確認を行い、保健所等の逼迫により行政検査が受けられないこと、無症状であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせずに利用して下さい。